

農家の皆さんへ

トラクター等にはナンバー登録が必要です

そのため・・・

- ◆ 軽自動車税の申告をして標識(ナンバープレート)の交付を受けてください。
- ◆ 現在所有されている方で登録がまだの方は申告をお願いします。
- ◆ 軽自動車税は、トラクター等を所有している人に課税されます。公道を走る走らないにかかわらず、課税対象となります。

課税対象になるのは次の車両(車種)です

農耕用トラクター、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車(コンバイン)、
田植え機等で乗用装置のあるもの ※最高速度35km/h未満のもの

[ナンバープレート交付(申告)に必要なもの]

- ① 所有者の印鑑
- ② 販売証明書(販売店から購入された場合)
- ③ 窓口来庁者の本人確認できるもの(運転免許証など)

※②がない場合、下段登録票を作成のうえご持参ください。

[ナンバープレート交付(申告)場所、および問合せ先]

栄栗市役所税務課(管理係) TEL 63-3124
一宮市民局まちづくり推進課 TEL 72-1000
波賀市民局まちづくり推進課 TEL 75-2220
千種市民局まちづくり推進課 TEL 76-2210



小型特殊車両(農耕作業用)登録票

車 種 (トラクター等)		型 式	
車 名 (メーカー名等)		車 台 番 号	

※複数人で購入している場合(自治会等)は、団体名(自治会名等)と代表者の氏名をご記入ください。

所有者(又は使用者) 住 所

氏 名

<Q&A>

Q1 農耕用の小型特殊自動車の税額はいくらですか？

A1 年間 1,600円です。

※農業所得の収支計算上、納付された税額が必要経費と認められます。

※購入金額は、減価償却費として経費に計上することができます。

Q2 田んぼや畑でしか使用しない(公道を走らない)のに、ナンバープレートをつけなければならないの？

A2 軽自動車税は所有していることに基づいて課税されます。公道走行の有無とは無関係です。

所有している場合は、必ず申告してナンバープレートの交付を受けてください。

Q3 隣人と共同で購入した場合の税金はどうなりますか？

A3 複数人で購入した場合は、その内の一人を代表者として指定していただき、その代表者に納付書等を送付することになります。

例えば、Aさん(代表者)、Bさんの2人で購入したとすると、Aさんに「Aさん外1名」という名義で納付書等が送付されます。

Q4 他人に車両を譲渡した場合の税金はどうなりますか？

A4 軽自動車税は毎年4月1日の所有者にかかります。

譲渡の手続き(名義変更)をした日が4月1日までの場合は、新所有者に課税されます。

Q5 自賠償保険の手続きはできますか？

A5 農耕用の小型特殊自動車は自賠償保険には加入できません。

ただし、任意保険には加入できるものもありますので、詳しくは保険会社等にお問い合わせください。